

# 予防接種のてびき

—こどもの**みらい**のために—



釜石市



- P 1 はじめに
- P 2 予防接種を受ける前に
- P 3 予防接種会場での流れ／予防接種を受けた後は／  
ワクチンの種類
- P 4 予防接種の種類 － 定期接種
- P 6 予防接種の種類 － 任意接種
- P 7 釜石市外で定期予防接種を受けたい方へ
- 添付 釜石市予防接種スケジュール／ワクチンで予防できる  
子どもの病気
- 添付 各予診票及び案内書  
(5種混合・小児肺炎球菌・B型肝炎・ロタウイルス)

※ 予防接種を受ける際は、あらかじめ予診票に必要事項を  
記入して医療機関へお持ちください。



## はじめに

赤ちゃんや子どもは抵抗力が弱く、  
感染症にかかると  
とても重い症状が出る場合があります。

**大切なお子さんを守るため**  
**必ず「予防接種」を受けましょう**



**【お問い合わせ】 釜石市健康推進課**

釜石市大渡町3丁目15番26号（保健福祉センター2階）

TEL0193-22-0179

<http://www.city.kamaishi.iwate.jp>

## 予防接種を受ける前に

予防接種に使う「ワクチン」は、薬ではありません。あえて体にウイルスを取り込み抗体を作るものですので、**予防接種は体調の良いときに受けましょう。**

### 予防接種時の注意事項

- ・受ける前日には入浴をさせ、体を清潔にしておきましょう。
- ・受ける日の朝は子どもの状態をよく観察し、体調に変化がないか確認しましょう。
- ・接種会場には子どもの状態をよく知っている保護者が連れて行きましょう。
- ・**あらかじめ予診票に必要事項を記入してください。**
- ・**予診票と母子健康手帳を忘れずに持参してください。**
- ・気になることがあれば、保健師の問診や、医師の診察時に相談しましょう。

### このようなときはかかりつけ医に相談を

- ・風邪のひきはじめや、治療中の病気がある、1カ月以内に入院したなど、健康状態に変わりがある。  
⇒ かかりつけ医に「予防接種を受けてよいか」相談してください。許可された場合は、そのことを問診票に記載してください。
- ・けいれんを起こしたことがある。
- ・心臓病、肝臓病、腎臓病、血液の病気などの治療を受けている。
- ・以前に予防接種を受けたとき、異常がみられた。
- ・中耳炎や肺炎などにかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことがある。
- ・未熟児などで発育不良のため、医療機関からの指導を継続して受けている。
- ・薬品や食品などにアレルギーがあるとされたことがある。

### 予防接種を受けられない場合があります

- ・接種会場での検温で、37.5℃以上の熱があるとき
- ・薬を飲む必要がある病気にかかっているとき
- ・今までに受けた予防接種で、接種後30分以内に発汗、吐き気、おう吐、息苦しさ、ひどいじましんが出るなどした後、ショック状態になるような激しい全身反応があったとき
- ・おたふくかぜ、みずぼうそう、インフルエンザにかかり、治ってから4週間が経っていないとき
- ・突発性発疹、手足口病にかかり、治ってから3～4週間が経っていないとき
- ・家族や仲のよい友達など頻繁に接触する人が、おたふくかぜ、みずぼうそう、インフルエンザなどにかかったとき
- ・その他、医師の判断により不相当となったとき



## 予防接種を受けた後は

- ・急な副反応が起こりやすい時間ですので、接種後30分間は子どもの様子を見ましょう。
- ・接種後しばらくは子どもの状態に注意してください。不活化ワクチン接種後は1～3日間、生ワクチン接種後は2～4週間ほど注意が必要です。
- ・入浴を含め、いつもどおりの生活ができますが、激しい運動は避けてください。接種後は、保育園や幼稚園をお休みして、自宅で静かに過ごしましょう。
- ・注射した部位はこすらないでください。

## 集団予防接種会場での流れ

\*対象となる集団予防接種 → BCG (6カ月児健診と併せて実施)・二種混合予防接種 (6年生)

1. 会場でお子さんの体温を測ります。
2. 測った体温を予診票に記入します。その際、他に記入漏れの項目がないか確認してください。
3. 受付・問診をします。予診票と母子健康手帳を手渡してください。
4. 医師の診察を受けます。係員に予診票と母子健康手帳を手渡してください。  
接種可能 ⇒ 母子健康手帳にスタンプを押します。  
見合わせ ⇒ 今後の予防接種の受け方について説明を受けてください。
5. 接種可能な場合は予診票と母子健康手帳を手渡し接種します。接種後、母子健康手帳を受け取り、終了となります。

## ワクチンの種類

**生ワクチン**は、生きた病原体を弱めて作ったワクチンです。

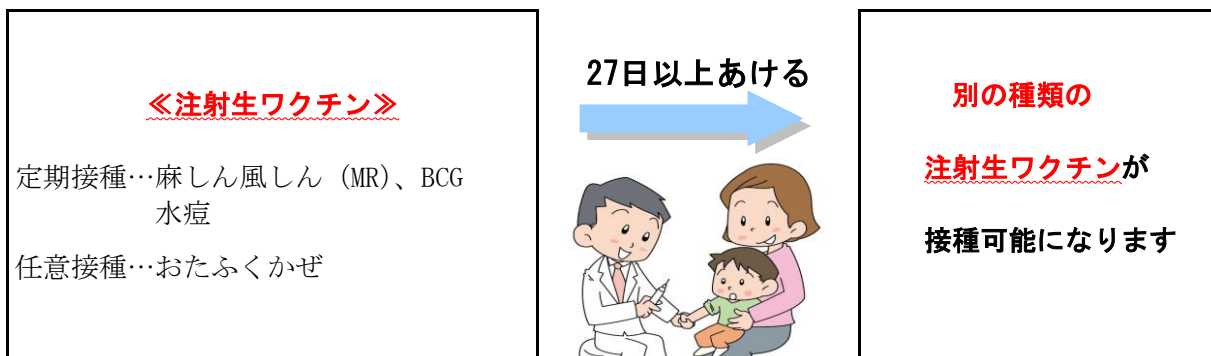
接種をすることで体を軽く感染させ、その病気にかかるのと近い免疫を作ります。1、2回の少ない接種回数で免疫ができます。

**不活化ワクチン**は、病原体を殺し、免疫を作るために必要な成分だけを取り出したものです。その病気にかかるわけではないので、1回の接種では十分な免疫が作られず、決められた回数の接種が必要です。

【ワクチンの接種間隔について】

これまでは、種類の異なるワクチンを接種する場合の接種間隔が決められていましたが、令和2年10月より、接種間隔の改正がされました。

※以下の予防接種を受けたときは、次回の予防接種を受けるまで、決められた間隔をあけてください。



# 予防接種の種類

予防接種には、法律に基づいて市区町村が行う「**定期接種**」と、希望者のみ接種を受ける「**任意接種**」があります。予防接種で防げる病気の詳細については添付資料をご覧ください。

## 定期接種【無料】

**費用** 市が接種費用を負担するため、無料で受けることができます。定められた期間内に接種することができなかった場合は、自己負担による任意接種となりますのでご注意ください。

**内容** 12種のワクチンの接種が定期予防接種に定められています。混合ワクチンを使用しているため14種類の病気を予防することができます。

**予診票**

- ・BCG、麻しん風しん、水痘、日本脳炎については、対象月に案内を郵送します。
- ・五種混合、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルスの予診票は、この冊子に綴ってあります。

予防接種の種類	接種回数	望ましい接種時期	対象月齢(年齢)	接種方法
4種混合	初回…3回 ※20日以上あけて接種	生後6カ月まで	生後2カ月以上 7歳6カ月未満 ※令和5年4月1日～生後2カ月から開始に変更	個別
	追加…1回 ※3回目接種後、6カ月以上あけて接種	1歳時		
5種混合 ※令和6年2月生まれのお子さん から5種混合ワクチン (4種混合+ヒブ)を使用します	初回…3回 ※20日以上あけて接種	生後6カ月まで	生後2カ月以上 7歳6カ月未満 ※令和6年4月1日～定期接種へ	個別
	追加…1回 ※3回目接種後、6カ月以上あけて接種	1歳時		
2種混合	1回	11歳(小学6年生)	11歳以上13歳未満	集団
BCG(結核)	1回	市が行う6カ月児健診にあわせて実施します	1歳未満	集団
麻しん風しん	第1期…1回	1歳時	1歳以上2歳未満	個別
	第2期…1回	6歳時(年長クラス)	5歳以上7歳未満 ※小学校就学前1年度	
水痘	1歳以上3歳未満…2回	1歳時	1歳以上3歳未満	個別
日本脳炎	第1期(初回)…2回 ※6日以上あけて接種	3歳時	3歳以上7歳6カ月未満	個別
	第1期(追加)…1回 ※初回終了後、6か月以上あけて接種	4歳時		
	第2期…1回	小学4年生時	9歳以上13歳未満	
子宮頸がん	2回または3回 ※ワクチンにより接種回数 の間隔が違います	中学1年生時	12歳以上16歳未満の女子 ※小学6年生～高校1年に相当	個別
B型肝炎	3回 ※27日以上の間隔で2回接種、 更に1回目から139日以上を 経過した後に3回目を接種	生後2カ月から 生後8カ月に達するまでの期間	生後2カ月以上 1歳未満	個別

ロタウイルス	*ロタリックス 2回	1回目接種は出生後14週6日までに接種、4週間以上あけて2回目	生後6週から24週まで	個別	
	*ロタテック 3回	1回目接種は出生後14週6日までに接種、4週間以上あけて2回目、3回目	生後6週から32週まで	個別	
接種の種類	接種開始月齢(年齢)	接種回数	望ましい接種時期	対象月齢(年齢)	接種方法
ヒブ ※令和6年2月生まれのお子さんから5種混合ワクチン(4種混合+ヒブ)に変更	生後2カ月以上7カ月未満	4回 ※生後1歳までの間に27日以上の間隔をおいて3回、その後7カ月以上の間隔をおいて追加1回	生後2カ月以上7カ月未満	生後2カ月以上5歳未満	個別
	生後7ヶ月以上12カ月未満	3回 ※生後1歳までの間に27日以上の間隔をおいて2回、その後7カ月以上の間隔をおいて追加1回			
	1歳以上5歳未満	1回			
小児用肺炎球菌	生後2カ月以上7カ月未満	4回 ※初回は27日以上あけて3回、おおむね60日以上あけて1歳以降に追加1回 ※生後24カ月までに3回目の接種を済ませること。	生後2カ月以上7カ月未満	生後2カ月以上5歳未満	個別
	生後7ヶ月以上12カ月未満	3回 ※初回は27日以上あけて2回、おおむね60日以上あけて1歳以降に追加1回			
	1歳以上2歳未満	2回 ※60日以上あけて接種			
	2歳以上5歳未満	1回			

赤は生ワクチン、青は不活化ワクチンです。

予防接種の会場について<予防接種の種類によって、会場が異なります。>

● 集団接種

市保健福祉センター9F(大渡町3-15-26)で実施します。

● 個別接種

➡ 県立釜石病院で接種できるワクチン

- ・ 0歳児の5種混合、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス
- ・ 1歳以上：4種混合、5種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、麻しん風しん第1期、日本脳炎第1期 ※麻しん風しん第2期、日本脳炎第2期は接種できません

➡ 市内の医療機関で接種できるワクチン

- ・ 水痘…県立釜石病院、国立釜石病院で接種できます。
- ・ 水痘以外のワクチン(1歳以上のお子さん)は下記のとおり市内の各医療機関で接種できません。

堀耳鼻咽喉科眼科医院	平野内科医院	釜石ファミリークリニック
庄子医院	小泉医院	小笠原内科クリニック
国立釜石病院	釜石しょうけいクリニック	神林医院
はまと神経内科クリニック(おたふく・日本脳炎のぞく)		

## 接種時期に関する注意点

- 対象月齢（年齢）に該当する間は無料で定期予防接種を受けられますが、期間を過ぎてしまうと接種費用がかかります。
- 各予防接種の対象月齢（年齢）、接種回数、次の接種までの期間を考慮して、計画的に予防接種を受けましょう。

## 任意接種【有料】

- 費用 原則として希望者が自己負担で受ける接種です。医療機関ごとに費用が異なりますので、詳細は各医療機関にお問い合わせください。特定の任意予防接種について助成が行われる場合は市の広報やホームページなどでお知らせします。
- 内容 希望者が自ら医療機関で受ける予防接種です。ここでは主な予防接種を説明します。

### ▼ おたふくかぜワクチン

おたふくかぜを予防する生ワクチンです。感染すると耳下腺が腫れて痛み、合併症として髄膜炎・髄膜性脳炎・難聴を起こすことがあります。

**接種時期と回数** 1歳以降に1回接種（2回接種が推奨されています。2回目は小学校1年生児）

★釜石市では1歳児を対象に接種費用の一部を助成しております。予診票は医療機関に用意してあります。お問い合わせください。

### ▼ インフルエンザワクチン

インフルエンザを予防する不活化ワクチンです。感染すると、合併症として気管支炎、肺炎、急性脳症を起こすこともあり、死亡や脳障害が残る場合があります。

**接種時期と回数** 生後6カ月から接種可能。13歳未満は2～4週間の間隔で2回接種。13歳以上は1回、または1～4週間の間隔で2回接種。

★釜石市では、生後6カ月から高校3年生相当までを対象に接種費用の一部を助成しております。予診票は医療機関に用意してあります。お問い合わせください（例年10月から12月末に実施します。）

「任意接種は有料だし、受けなくてもいいか…」そう思っていないですか？

任意接種で防げる病気も、感染すれば重い症状が出るものです。

**大切な子どもと周りの人を守るため、任意接種も受けるようにしましょう。**





## 釜石市外で定期予防接種を受けたい方へ

通常、予防接種（定期接種）は、住民登録している市区町村で受けることとなりますが、里帰り出産など、何らかの事情によりお住まいの市区町村以外で接種を受けたい場合は、「予防接種実施依頼書」を医療機関に提出する必要がありますので、接種を受ける前に市健康推進課へ申請してください。

なお、ワクチンの種類によっては接種費用が全額自己負担となる場合がありますので、あらかじめご確認ください。

### ▼対象となる方

- ①市外の病院に入院中の場合
- ②かかりつけ医が市外で、主治医の管理下での接種が必要な場合
- ③母親の里帰り出産などで長期間、市外にいる場合
- ④震災のため市外に避難されている場合

### ▼釜石市の子どもが他市町村で定期の予防接種を受けるとき

#### < 手 順 >

1. 予防接種を受ける病院を決めてください。
  2. 市健康推進課まで申請書を提出してください。申請書は、市健康推進課（保健福祉センター2階）に用意しています。
  3. 申請書提出後、医療機関への手続きが終わるまで10日ほどかかりますので計画的に申請をお願いします。手続きの日数が短いときは、受けられない場合がありますので注意して下さい。
  4. 申請に基づいて、市は岩手県内の医療機関の場合は「岩手県広域接種パスポート」、岩手県外の医療機関の場合は「予防接種実施依頼書」を発行し、医療機関に提出します。  
※依頼した定期予防接種で健康被害が生じた場合、釜石市が責任を負うことを伝える通知です。
  5. 医療機関に電話をして、接種日の予約を入れてください。
- ※ 申請した予防接種がすべて受けられずに新年度に持ち越す場合があります。その際には、新たに申請が必要になりますので、市健康推進課へご連絡下さい。

### ▼接種費用

他市町村で、定期接種を受ける場合、接種費用は釜石市が負担します。  
ただし他市町村での接種料金が釜石市の接種費用より大きい場合、差額分は自己負担となります。  
また、県外の医療機関によっては、釜石市からの支払いに対応できないことがあります。  
その場合は、全額自己負担していただいてから、後日、費用を返還しますので、お問い合わせください。（この場合は、医療機関が発行する領収書原本を大切に保管しておきましょう）